

議題 2

「山梨県環境整備センターに係る
公害防止細目規程」の一部改正の概要について

＜改正の経緯＞（資料２：「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」の一部改正について）

- 令和３年１０月７日に環境省から通知があり、水質汚濁に係る環境基準の一部と地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部が改正され、令和４年４月１日から適用することとされました。
- 当センターでは、地下水の水質検査及び湯沢川の水質検査で国の環境基準値を採用していることから、上記の改正に伴い、公害防止細目規程を一部改正し、令和４年４月１日から適用することとしたいと考えています。
- 公害防止細目規程の改正を行う場合、公害防止協定第１４条に基づき、安全管理委員会で意見を聴く必要があるため、今回の安全管理委員会で説明を行うこととしました。

＜改正の内容＞

- 改正内容につきましては、資料２の中段以降にお示ししました。
- 今回の国の環境基準の一部改正の概要は、次のとおりです。
 - （１）地下水及び河川の「六価クロム」の環境基準値を改正
現 在：０．０５ｍｇ／Ｌ
新 規：０．０２ｍｇ／Ｌ
 - （２）河川の「大腸菌群数」を廃止し、新たに「大腸菌数」として環境基準値を改正
現 在：大腸菌群数 １０００MPN／１００ｍＬ
新 規：大腸菌数 ３００CFU／１００ｍＬ

*大腸菌群数…人や動物の腸内に生息する菌だけでなく、水や植物、土壌などに存在する人や動物のふん便と関係のない菌も含み、公衆衛生上で便宜的に使用されている指標です。

*大腸菌数…人や動物の腸内に生息する菌で、水などへのふん便汚染の指標です。

- 今回の国の改正内容を公害防止細目規程にあてはめると、令和４年４月１日から、次の３つの検査結果に適用されることとなります。
 - １．センター内地下水（地下水観測井１号～３号及びモニタリング人孔）の水質検査
 - ２．放流先河川（湯沢川）の水質検査
 - ３．周辺地下水（民有井戸等併せて６か所）の水質検査
- まず、「センター内地下水」の基準値の改正については、次のとおりです。
 - 項 目：４番「六価クロム」
 - 現 在：０．０５ｍｇ／Ｌ
 - 新 規：０．０２ｍｇ／Ｌ具体的に、資料１「環境モニタリング結果について」にあてはめると、５頁から１２頁がセンター内地下水の検査結果になりますが、項目４の「六価クロム」の環境基準値がいずれも０．０２に変わります。また、基準値の改正に伴い、検査結果が定量下限を下回った場合は、０．０１未満と記載されます。
- 続いて「放流先河川（湯沢川）」の基準値の改正については、次のとおりです。
 - ①項 目：６番「大腸菌群数」を廃止し、新たに「大腸菌数」として環境基準値を改正
現 在：大腸菌群数 １０００MPN／１００ｍＬ
新 規：大腸菌数 ３００CFU／１００ｍＬ
 - ②項 目：１５番「六価クロム」
現 在：０．０５ｍｇ／Ｌ

新規：0.02mg/L

具体的に、資料1「環境モニタリング結果について」にあてはめると、13頁が放流先河川（湯沢川）の検査結果になりますが、項目6の「大腸菌群数」が「大腸菌数」と項目名が改められ、単位が変わるとともに、環境基準値が1000から300に変わります。

また、項目15の「六価クロム」の環境基準値が0.02に変わります。また、基準値の改正に伴い、検査結果が定量下限を下回った場合は、0.01未満と記載されます。

- 最後に、「センター周辺地下水」の基準値の改正については、次のとおりです。

項目：4番「六価クロム」

現在：0.05mg/L

新規：0.02mg/L

具体的に、資料1「環境モニタリング結果について」にあてはめると、14頁がセンター周辺地下水の検査結果になりますが、項目4の「六価クロム」の環境基準値がいずれも0.02に変わります。また、基準値の改正に伴い、検査結果が定量下限を下回った場合は、0.01未満と記載されます。

- なお、今回の国の環境基準値の改正では、地下水と河川の環境基準値は一部改正されましたが、「排水基準値」の改正はないため、浸出水や放流水の基準値に改正はなく、令和4年4月1日以降も基準値は変わることはありません。

- 「六価クロム」は環境基準値が厳しくなりますが、地下水及び河川で過去の検査結果はいずれも改正後の基準値（0.02）未満であるため、基準値の改正後も問題は生じないと考えています。

また、「大腸菌数」については、「大腸菌群数」から基準が全く新しくなり、測定法も基準値も変わるため、湯沢川で数値がどの程度検出されるか不明ではありますが、今までも、当センターの放流水では、「大腸菌群数」として0で放流しており、周辺環境に影響を与えていませんので、基準値改正後も湯沢川に放流水が影響を与えることはないと考えています。

議題2の「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程の一部改正について」の説明は以上になります。

今後も、適切に施設の維持管理を行ってまいります。